

大井町内で転居された方へ



該当する手続きがあれば、各担当課でお手続きをお願いいたします。

令和6年2月現在

手続きが必要な方	手続きの内容	お持ちいただくもの	窓口	問い合わせ先
国民健康保険に加入している方	新たに「被保険者証」を発行します。	前の住所が記載された保険証	役場1階 ②	町民課 85-5007
後期高齢者医療に加入している方	新たに「被保険者証」を発行します。 (後日郵送となります。)	—		町民課 85-5006
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方	住所変更・署名用電子証明書の更新をしてください。 変更の際に暗証番号の入力が必要です。	マイナンバーカード、住民基本台帳カード		税務課 85-5008
125cc超の二輪車または四輪の軽自動車をお持ちの方	四輪車の場合、 軽自動車検査協会(TEL:050-3816-3119) 二輪車の場合、 神奈川運輸支局(TEL:050-5540-2038) で変更手続きが必要です。(ともに平塚市)	軽自動車検査協会または神奈川運輸支局にご確認ください。	役場1階 ③	生活環境課 85-5011
町営水道を利用する方	水道担当に「給水装置使用開始届」を提出してください。(転居前の住所地の水道を中止する方は「給水装置使用中止届」も提出してください。)	—	役場1階 ⑥	生活環境課 85-5010
犬を飼っている方	畜犬担当に「犬の登録事項変更届書」を提出してください。	—		防災安全課 85-5002
防災・防犯に関する情報を必要とされる方(あんしんメールの登録)	あんしんメールにご登録ください。 お持ちの携帯電話、またはパソコンから新規メール作成を選択後、宛先に下記アドレス (oi-town@io.dataeast.jp)を入力し、メールを送信してください。 上記の操作後、登録案内メールが携帯電話、またはパソコンに届けられますので、案内に従って登録を行ってください。	—	役場2階 ⑩	

(市外局番は0465)

手続きが必要な方	手続きの内容	お持ちいただくもの	窓口	問い合わせ先
小学校・中学校に在学している 児童・生徒がいる方	(教育総務課での手続き) 区域外就学、指定校変更該当する方は手続きが必要となりますので、窓口までお越しください。 (学校での手続き) 転居前に通われていた学校にて「在学証明書・教科書 給与証明書」をお受け取りになり、新たに通われる学校へご提出ください。	—	役場1階 ⑤	教育総務課 85-5015
幼稚園に入園する方・している方	「入園申込書等」を提出してください。	必要書類は別途ご案内します。		
大井中央または金手1～22番地台の 戸建て住宅にお住まいになる方	都市整備課窓口にて「地区計画」に関する案内を受けてください。 建物、フェンス、カーポートなどの新築・改築等の際には届出が必要となります。	—	役場1階 ⑧	都市整備課 85-5014
新規に住宅を取得した方・三世帯同居 のために住宅を改修した方	「大井町三世帯同居等移住定住促進補助金交付申請書」を提出してください。 ※補助要件があるため、ご確認ください。	建物の登記簿(全部事項証明書)、契約書の写し、直近の課税住所地における市町村民税納税証明書など ※補助要件ごとに提出書類が異なるため、ご相談ください。	役場2階 ⑨	企画財政課 85-5003
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方	「住所変更届」および「ひとり親医療費助成事業申請事項変更届」を提出してください。	請求者およびお子さんの保険証	保健福祉センター	子育て健康課 83-8012
保育園に入園する方・している方	「届出事項変更届」を提出してください。	必要書類は別途ご案内します。		
⑩ 福祉医療証をお持ちの方 (高校生までが対象です)	「子ども医療費助成事業申請事項変更届」を提出してください。	お子さんの保険証(変更された方のみ)		
身体障害者手帳・精神保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方	手帳の住所を変更します。	現在お持ちの手帳、マイナンバーカード		
自立支援医療受給者証(精神通院)	住所変更をします。	現在お持ちの受給者証、マイナンバーカード		

※預金通帳・キャッシュカード・保険証は、写し(コピー)でも構いません。

(市外局番は0465)